

告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定によるかもめ島の道の駅建設の賛否を問う住民投票条例制定の請求を令和7年3月5日に受理したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第1項の規定により、条例制定請求代表者の住所氏名及び請求の要旨を告示する。

令和7年3月5日

江差町長 照井 誉之介



1 条例制定請求代表者の住所及び氏名

住所 北海道檜山郡江差町

氏名 田畑 豊利

2 請求の要旨

別紙のとおり

要 旨

この条例は、現在江差町で進めている北の江の島構想の主幹事業である開陽丸研修センター跡地に総工費 22 億円の税金を投じて、かもめ島道の駅建設を進めている件に関し、町民に対してパブリックコメントメントは一切なし、特に建設工費がわずか7ヵ月に8億円が22億円とUp等々、常軌を逸したこの計画に一度中止をし民意を問うべきと考え、道の駅建設事業の是非について町民の意見を明らかにするため、町政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的とし、住民投票条例制定の実施を断行すべきと考えます。